

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

1 概要

地方分権の第3次一括法(※)により介護保険法が一部改正されたことに伴い、これまで国の省令で定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営基準等を条例で定める。

(※) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）

<条例の適用対象>

県内の居宅介護支援事業所（金沢市を除く）

<居宅介護支援>

居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行うもの。

2 基準設定の考え方

- ・ 全国一律に「従うべき基準」として国が定めたものなどについては、国の基準どおりとする。

※「従うべき基準」 職員の資格、職員配置数といった人員基準など

- ・ 適正な事業運営の確保のために必要なものを県独自の基準として定める。

3 県独自の基準

適正な事業運営の確保のために必要なものとして、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年石川県条例第46号）等と同様の内容を規定する。

①虐待防止研修等の努力義務化

利用者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、職員への研修や虐待防止責任者の設置を努力義務化

②諸記録保存期間の設定

居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間を5年間と規定

4 条例施行日

平成27年4月1日

<参考>

石川県公報 <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/koho/index.html>

条例：号外第107号（平成26年12月24日）

規則：号外第109号（平成26年12月24日）